

平成 29 年度 第 1 回 四街道市防災会議

日時 平成 30 年 1 月 29 日 (月) 13 : 30 ~ 15 : 00

場所 新館 5 階第 1 会議室

出席者 委員 佐渡会長

今宮委員 (代理)、森竹委員、金谷委員 (代理)、西川委員 (代理)、鶴岡委員、桜井委員、大竹委員 (代理)、花浦委員、岡本委員、武富委員、藤森委員、植草委員、濱口委員、矢部委員、和田委員、森委員 (代理)、下野委員、佐藤委員、山根委員、川田委員 (代理)、黒肱委員、下西委員、本田委員、飯田委員、阿部委員、小高委員、林田委員

欠席者 委員 伊藤委員、杉戸委員、山口委員、池田委員、高橋委員、高橋委員、入江委員、塚本委員、松井委員、佐久間委員

事務局出席者 【四街道市危機管理監危機管理室】

澤島危機管理監、安井危機管理室長、野口副主幹、山本副主査

傍聴人 【公開の場合】 1 人

配布資料 次第、委員名簿、資料 1 四街道市地域防災計画修正の基本方針と修正案 (要旨)、資料 2 平成 29 年度四街道市地域防災計画修正に関する意見交換会 (市民会議) 会議録要旨

1. 開会

事務局 ただいまから、平成 29 年度 第 1 回四街道市防災会議を開催する。

2. あいさつ

佐渡会長 (挨拶)

3. 委員紹介

4. 議題

(1) 四街道市地域防災計画修正の基本方針について (資料 1)

(2) その他

事務局 (資料確認)

事務局 今回の防災会議では地域防災計画修正の基本方針について審議いただきたい。修正案、要旨等その他については 2 月 8 日までに文書などで事務局までご意見をいただきたい。四街道市防災会議条例第 3 条第 2 項の規定により会長は市長をもって充てるものとする。これからの司会は会長に願います。

佐渡会長 会議録における発言者名について、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することとなっている。明記する取扱いとしたいが、宜しいか。

- 委員一同 (異議なし)
- 佐渡会長 異議なしのため、明記させて頂く。会議の公開・非公開については、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」第3項の規定により、公開とさせて頂く。会議資料については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、傍聴人に配布し、会議終了後、回収する。
それでは議題に入る。(1) 四街道市地域防災計画修正の基本方針について事務局より説明頂く。
- 事務局 (資料説明)
- 佐渡会長 ただいまの内容についてご質問、ご意見を頂きたい。
- 鶴岡委員 資料1のP.12の「(3) 指定避難所の指定」について、複合災害になることも踏まえ確認したい。災害の種類によっては指定避難所としてふさわしくない場所もあると思う。行政として確認するのか。また、自主運営の際の行政の役割はどうか。
- 安井室長 指定避難所は風水害等の場合はふさわしくない避難所も発生しないとは言い切れない。市には大きな河川はないため、地震を受け崩壊等が無ければ避難所として使える場所にある。指定避難所として安全面など考慮して開設にふさわしいか災害対策本部で判断する予定である。
また、役割分担については、自主運営をお願いするに当たり、この防災計画に盛り込んでいる仕組みを作る必要がある。今後具体化していきたい。
- 佐渡会長 私自身は風水害等でふさわしくない場所はないと考えている。例えば、木が倒れてしまっているとふさわしくない避難所になるか。
- 澤島危機管理監 指定避難所は市内27ヶ所を指定しているが、風水害により使えない場所は基本的にないと思う。しかし、地震の震度によっては耐震性の問題で使えない可能性もある。目視で危険であると判断できる場合や応急危険度判定で結果危険だと判定された場合、大きな火災が迫ってくる場合等は避難所を閉鎖し、別の避難所に避難者を誘導する。
- 佐渡会長 市内の小中学校の耐震補強工事は済んでいるが、熊本地震のような大地震が発生し、避難所を開設する場合は建築技師や土木技師等が安全か確認する必要がある。
- 矢部委員 資料1のP.18のN027の「5 救護所の開設<保健医療班>」について、危機管理室と担当部のヒアリングで修正案を提出した。そこでは校名の指定をせず、災害の規模に応じて機能が活かしている医療機関や動ける医師の状況を考慮し救護所を決めるべきであると回答したと思う。資料1に記載されている5校は候補であるが、この時

点で決めてしまっているのか。医師や看護師を派遣してもらうため、医師会と話しの上で決めるべきである。

佐渡会長 資料1のP.18のN027の同項目に「必要に応じ千代田中学校、中央小学校、四街道中学校、旭小学校、吉岡小学校に救護所を開設する。なお設置場所の選定、傷病者の発生状況や医療施設の被害状況等を踏まえ、段階的に行なう」と記載されている。この中の「必要に応じ」と「段階的に行なう」について詳しく説明して欲しい。

安井室長 救護所として記載している学校名について、内々で検討している内容を記載した。矢部委員の仰るように学校名まで決めない方が臨機応変に対応できる可能性もあるため検討したい。また、救護所は必要に応じ一斉に開設するのではなく、段階的に開設することになる。市内の指定避難所27ヶ所の内どこに救護所が開かれるか分からないという状況ではなく、地理も考慮し記載している5校を候補に考えている段階である。今後議論を進める。

澤島危機管理監 地域防災計画に救護所の場所を記載している自治体は少なくない。ただし、市の特性もあるため、個別に調整を図りたい。開設する場所が決まっていることの意味は大きいと思う。

佐渡会長 印旛健康福祉センターではどう考えているか。金谷委員の意見を伺いたい。

金谷委員 印旛健康福祉センターは千葉県の災害医療救護計画に基づいて印旛地域の災害医療を担当している。千葉県の地域防災計画では災害医療計画が独立して別の計画として設けられているが、四街道市の地域防災計画では災害医療について組み込まれているので良いと感じた。地域防災計画の中に救護所を明記することは理想的である。しかし、印旛地域の現状では医師や看護師が軽症者の応急措置やトリアージを行なう場所として救護所を設置することになる。このため、予め市民に救護所を示すことが良い。市の担当部で地区の医師会に相談している段階であると思う。例えば救護所が24時間開設されるならば、3人の医師に駆けつけてもらい、8時間ずつ交代で勤務してもらわなくてはならない。現状の協定書は平成19年のもので東日本大震災以前のものである。現実味のあるさらに細かい協定書を結ぶようお願いしている。医師の数と救護所の数を鑑みて協議を重ねてから記載して欲しい。

佐渡会長 四街道地区医師会を代表して下野委員に伺いたい。

下野委員 四街道地区の医師会としては本部の印旛市郡医師会が決めたものに従う。印旛市郡医師会ではまだこの話題は出てきていないが、協力していきたい。

佐渡会長 下野委員から協力していきたいと発言いただいたが、矢部委員はどうか。

矢部委員 平成 25 年に救護所を変更し、庁舎以外の避難所を選定した。記載している 5 校がその候補地である。その時点では健康保健センターと医師会の自動参集の可否をとることができなかった。機能が活きている病院に手伝いに行った方が良いという意見が出て、救護所についてまとまっていない。

佐渡会長 この件は保留として、市は地区医師会と協議して整理して欲しい。救護所の開設以外については事務局案の地域防災計画修正の基本方針で決定させていただくことによるしいか。

委員一同 (異議なし)

佐渡会長 異議なしということで、地域防災計画修正の基本方針を決定した。今後、事務局で、今回の資料をたたき台として進めていただきたい。

5. その他

安井室長 今回の意見を踏まえ、地域防災計画修正案の策定を進める。修正案、要旨等その他については 2 月 8 日までに文書などで事務局にご意見いただきたい。今後のスケジュールは、先日の市民会議でのご意見、本会議での御意見を踏まえ、2 月末にパブコメを実施する。また、第 2 回四街道市防災会議は 3 月下旬に開催する予定である。

6. 閉会